

指定通所介護及び指定総合事業通所介護（A型含む）

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(介護保険事業所番号 4670201278)

当事業所は利用者に対して指定通所介護サービス及び指定総合事業通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」「総合事業通所介護A型該当」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 目的と基本方針	2
4. 事業実施地域及び営業時間	2
5. 職員の配置状況	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. 非常災害対策	11
8. 緊急時の対応	11
9. 事故発生時の対応	11
10. 守秘義務	11
11. 利用者の尊厳	11
12. 身体拘束の禁止	11
13. 虐待防止について	12
14. 衛生管理等について	12
15. 事業継続計画の策定等について	12
16. その他の事項	13
17. 苦情の受付について	13
18. 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況	14
19. ハラスメント防止について	14

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 三蔵会
- (2) 法人所在地 鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手500番地7
- (3) 電話番号 0996-55-1313
- (4) 代表者氏名 理事長 有馬 綾子
- (5) 設立年月 平成19年11月29日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成20年9月25日指定
介護保険事業所番号(4670201278)
※当事業所は地域密着型特別養護老人ホームおおむら園に併設
されています。
- (2) 事業所の名称 デイサービスセンター かがやき
- (3) 事業所の所在地 鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手500番地7
- (4) 電話番号 0996-55-0077
- (5) 事業所長(管理者) 大山 幹広
- (6) 開設年月 平成20年10月1日
- (7) 利用定員 23人(1日当たり)

3. 目的と基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的とします。

4. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 薩摩川内市(甕島を除く)、さつま町
- (2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日（祝日は営業）
営 業 時 間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：00～17：00

*ただし、年末年始の12月31日～1月2日までは休業となります。

5. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員体制

職 種	職員数	業務内容
1. 事業所長（管理者）	1名	従業員の管理及び業務の管理
2. 生活相談員	1名以上	日常生活上の相談、生活支援
3. 看護職員	1名以上	健康管理、健康上の相談、助言
4. 介護職員	1名以上	日常生活上の介護、健康保持の為の相談、助言
5. 機能訓練指導員	1名以上	身体機能の向上、健康維持のための指導

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、下記があります。

<ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合
--

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①送迎サービス

- ・利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

②健康状態の確認

- ・利用時、職員により血圧・体温測定等を行い異常の早期発見に努めます。

③食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の身体状況等必要に応じて食事摂取の介助を行います。

（食事時間） 12：00～13：30（利用者の状態に合わせて適宜変更可）

④入浴

- ・入浴又は清拭などを行います。
- ・寝たきりでも機械浴を使用して入浴することができます。

⑤排泄

- ・利用者の排泄の介助を行います。

⑥機能訓練

- ・機能訓練指導員（看護職員兼務）により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑦レクリエーション・行事活動等

- ・当事業所が実施するレクリエーションや行事等に参加することができます。

⑧生活相談

- ・利用者からの相談をはじめ、その家族からの相談を受け、事業者の従業者はもとより、必要に応じて関係機関等と連絡調整します。

〈利用料金〉

利用料金は、1単位10円となり、原則として厚生労働大臣が定める単位数に介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた金額が自己負担額となり、お支払いいただきます。

提供時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間～4時間	370単位	423単位	479単位	533単位	588単位
4時間～5時間	388単位	444単位	502単位	560単位	617単位
5時間～6時間	570単位	673単位	777単位	880単位	984単位
6時間～7時間	584単位	689単位	796単位	901単位	1,008単位
7時間～8時間	658単位	777単位	900単位	1,023単位	1,148単位
8時間～9時間	669単位	791単位	915単位	1,041単位	1,168単位

利用加算料金	自己単位数 (国が定めた 単位数)	加算の内容
入浴加算 (I)	40 単位	入浴の介助を行った際の加算。
個別機能訓練加算 (I) イ	56 単位	専従の機能訓練指導員を配置し、機能訓練計画を作成して利用者様に機能訓練を実施し評価することによる加算。
個別機能訓練加算 (I) ロ	76 単位	上記の機能訓練指導員について配置時間の定めのない加算。
個別機能訓練加算 (II)	20 単位	上記に加え、さらに機能訓練指導員を1名以上配置した場合の加算。
ADL維持等加算 (I)	30 単位	心身機能に係るアウトカム評価による加算。
口腔機能向上加算 (II)	160 単位	看護職員等が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、適切なサービスを提供し評価することによる加算。
科学的介護推進体制加算	40 単位	利用者様ごとの心身の状況等基本的な情報を厚生労働省に提出することによる加算。
サービス提供体制 強化加算 (I)	22 単位	利用者様により質の高いサービスを提供する為の加算。(介護職員のうち、介護福祉士が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上)
サービス提供体制 強化加算 (II)	18 単位	利用者様により質の高いサービスを提供する為の加算。(介護職員の総数のうち、介護福祉士が50%以上)
サービス提供体制 強化加算 (III)	6 単位	利用者様により質の高いサービスを提供する為の加算。(介護職員の総数のうち、介護福祉士が40%以上、または職員の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上)
送迎減算	-47 単位	事業所で送迎を行わない場合の減算。
介護職員等特定処遇改善加算 (I) (2024年5月31日まで)	(サービス利用にかかる自己負担額 + 加算の自己負担額) × 5.9%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの金額に5.9%を乗じた加算。

介護職員等特定処遇改善加算 (I) (2024年5月31日まで)	(サービス利用にかかる自己負担額 + 加算の自己負担額) × 1.2%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの金額に1.2%を乗じた加算。
介護職員等特定処遇改善加算 (II) (2024年5月31日まで)	(サービス利用にかかる自己負担額 + 加算の自己負担額) × 1.0%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの金額に1.0%を乗じた加算。
介護職員等ベースアップ等支援加算 (2024年5月31日まで)	(サービス利用にかかる自己負担額 + 加算の自己負担額) × 1.1%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの金額に1.1%を乗じた加算。
介護職員等処遇改善加算 (I) (2024年6月1日から)	(サービス利用にかかる自己負担額 + 加算の自己負担額) × 9.2%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの金額に9.2%を乗じた加算。
介護職員等処遇改善加算 (II) (2024年6月1日から)	(サービス利用にかかる自己負担額 + 加算の自己負担額) × 9%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの金額に9.0%を乗じた加算。
介護職員等処遇改善加算 (III) (2024年6月1日から)	(サービス利用にかかる自己負担額 + 加算の自己負担額) × 8%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの金額に8.0%を乗じた加算。
介護職員等処遇改善加算 (IV) (2024年6月1日から)	(サービス利用にかかる自己負担額 + 加算の自己負担額) × 6.4%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの金額に6.4%を乗じた加算。

総合事業 薩摩川内市	事業対象者・要支援 1	事業対象者・要支援 2
1 回数	4 3 6 単位	4 4 7 単位
月額	(5 回以上) 1, 7 9 8 単位	(9 回以上) 3 6 2 1 単位

利用加算料金	自己単位数 (国が定めた 単位数)		加算の内容
	要支援 1	要支援 2	
サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ)	88 単位	176 単位	利用者様により質の高いサービスを提供する為 の加算。(介護職員のうち、介護福祉士が70% 以上、または勤続10年以上の介護福祉士が2 5%以上)
サービス提供体制 強化加算 (Ⅱ)	72 単位	144 単位	利用者様により質の高いサービスを提供する為 の加算。(介護職員の総数のうち、介護福祉士が 50%以上)
サービス提供体制 強化加算 (Ⅲ)	24 単位	48 単位	利用者様により質の高いサービスを提供する 為の加算。(介護職員の総数のうち、介護福祉士 が40%以上、または職員の総数のうち、勤続7 年以上の者の占める割合が30%以上)
送迎減算	-47 単位		事業所で送迎を行わない場合の減算。
介護職員等特定処遇改 善加算 (Ⅰ) (2024年5月31日まで)	(サービス利用にかか る自己負担額+加算の 自己負担額) × 5.9%		介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの 金額に5.9%を乗じた加算。
介護職員等特定処遇改 善加算 (Ⅰ) (2024年5月31日まで)	(サービス利用にかか る自己負担額+加算の 自己負担額) × 1.2%		介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの 金額に1.2%を乗じた加算。
介護職員等特定処遇改 善加算 (Ⅱ) (2024年5月31日まで)	(サービス利用にかか る自己負担額+加算の 自己負担額) × 1.0%		介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの 金額に1.0%を乗じた加算。
介護職員等ベースアッ プ等支援加算 (2024年5月31日まで)	(サービス利用にかか る自己負担額+加算の 自己負担額) × 1.1%		介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの 金額に1.1%を乗じた加算。
介護職員等処遇改善加 算 (Ⅰ) (2024年6月1日から)	(サービス利用にかか る自己負担額+加算の 自己負担額) × 9.2%		介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの 金額に9.2%を乗じた加算。

介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) (2024年6月1日から)	(サービス利用にかかる自己負担額+加算の自己負担額) × 9%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの金額に9.0%を乗じた加算。
介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) (2024年6月1日から)	(サービス利用にかかる自己負担額+加算の自己負担額) × 8%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの金額に8.0%を乗じた加算。
介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ) (2024年6月1日から)	(サービス利用にかかる自己負担額+加算の自己負担額) × 6.4%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの金額に6.4%を乗じた加算。

総合事業 さつま町	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
月額	1,798単位	3,621単位

サービス提供体制 強化加算 (Ⅰ)	88単位	176単位	利用者様により質の高いサービスを提供する為の加算。(介護職員のうち、介護福祉士が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上)
サービス提供体制 強化加算 (Ⅱ)	72単位	144単位	利用者様により質の高いサービスを提供する為の加算。(介護職員の総数のうち、介護福祉士が50%以上)
サービス提供体制 強化加算 (Ⅲ)	24単位	48単位	利用者様により質の高いサービスを提供する為の加算。(介護職員の総数のうち、介護福祉士が40%以上、または職員の総数のうち、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上)
送迎減算	-47単位		事業所で送迎を行わない場合の減算。
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) (2024年5月31日まで)	(サービス利用にかかる自己負担額+加算の自己負担額) × 5.9%		介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの金額に5.9%を乗じた加算。
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) (2024年5月31日まで)	(サービス利用にかかる自己負担額+加算の自己負担額) × 1.2%		介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの金額に1.2%を乗じた加算。

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） (2024年5月31日まで)	(サービス利用にかか る自己負担額+加算の 自己負担額) ×1.0%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの 金額に1.0%を乗じた加算。
介護職員等ベースアッ プ等支援加算 (2024年5月31日まで)	(サービス利用にかか る自己負担額+加算の 自己負担額) ×1.1%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの 金額に1.1%を乗じた加算。
介護職員等処遇改善加 算（Ⅰ） (2024年6月1日から)	(サービス利用にかか る自己負担額+加算の 自己負担額) ×9.2%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの 金額に9.2%を乗じた加算。
介護職員等処遇改善加 算（Ⅱ） (2024年6月1日から)	(サービス利用にかか る自己負担額+加算の 自己負担額) ×9%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの 金額に9.0%を乗じた加算。
介護職員等処遇改善加 算（Ⅲ） (2024年6月1日から)	(サービス利用にかか る自己負担額+加算の 自己負担額) ×8%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの 金額に8.0%を乗じた加算。
介護職員等処遇改善加 算（Ⅳ） (2024年6月1日から)	(サービス利用にかか る自己負担額+加算の 自己負担額) ×6.4%	介護職員の賃金を改善するため、1か月あたりの 金額に6.4%を乗じた加算。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈その他の費用〉

①食事の材料の提供（食費）

利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1回あたり550円（おやつ代含む）

②レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動（創作活動など）に参加していただくことができます。

料金：材料代等の実費をいただくことがあります。

③複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金：1枚につき10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代

行事食代又は外食代

⑤送迎費用

通常の事業の実施区域を越えた時点から、10km未満 200円

通常の事業の実施区域を越えた時点から、10km以上 300円

上記以外でも、サービス提供において提供される物品などのうち、利用者に負担していただく費用が発生する場合があります。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用のお支払いの方法については、下記の方法でお支払いいただきます。

①現金でお支払い

サービス利用月の翌月に、お支払いいただきます。

②口座引き落とし

当月の利用分を翌月に指定の口座より引き落とさせていただきます。

引き落としは毎月20日と末日(土日祝日の場合は翌営業日)に行います。

なお、口座引き落としにつきましては、郵便局(ゆうちょ)の口座に限らせていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

①利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

③利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料はかかりませんが、早めにご連絡下さるようお願いいたします。

7. 非常災害対策

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災及び非難に関する計画を作成し、年 1 回利用者及び従業者等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかにご家族や主治医、協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

10. 守秘義務

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 身体拘束の禁止について

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざる得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

また、身体拘束等の適正化の為に下記の対策を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための研修を実施します。
- (3) 身体拘束等の適正化を図るため委員会を設置、開催し、その結果について周知徹底を図ります。

13. 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。(生活相談員)
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (5) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討を行い、その結果について周知徹底を図ります。

14. 衛生管理等について

事業所において感染症又は食中毒が発生しないよう、又はまん延しないように、下記の対策を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を実施します。
- (3) 感染予防委員会を設置し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討し、その結果について周知徹底します。
- (4) ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

15. 事業継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(事業継続計画)を策定し、当該事業継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。
- (3) 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

16. その他の事項

- (1) 風邪症状が見られる場合や病気等の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康状態の確認等で、体調が悪い場合にはサービス内容の変更またはサービスを中止することがあります。
- (3) 利用中に体調が悪くなった場合には、サービスを中止することがあります。その場合には家族に連絡の上、適切に対応します。また必要に応じて速やかに主治医や歯科医師等に連絡を取る等の必要な措置を講じます。
緊急時の場合には、基本的に家族の付き添いにより受診をしていただきます。
- (4) ケアプランに沿って必要な介助（移動時の付き添いなど）を行います。常時付き添い対応することは難しい為、転倒などの介護事故が発生するリスクは考えられますので、ご了承ください。
- (5) 長期の入院や自宅療養などにより、長期間にわたってサービスの利用が無い場合には契約を取り消させていただく場合があります。

17. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 大山 幹広

○受付時間 毎週月曜日～土曜日／8：30～17：30

○電話番号 0996-55-0077（デイサービスセンターかがやき直通）

また、苦情受付ボックスを玄関口に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

薩摩川内市役所 高齢・介護福祉課	所在地 薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号 電話番号 0996-23-5111・F A X0996-23-5131 受付時間 8:30~17:15
さつま町役場 介護保険課	所在地 薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2 電話番号 0996-53-1111・F A X0996-52-3514 受付時間 8:30~17:00
国民健康保険団体連合会 介護保険課(介護相談室)	所在地 鹿児島市鴨池新町 6 - 6 鴨池南国ビル内 電話番号 099-213-5122・F A X099-213-0817 受付時間 9:00~17:00
鹿児島県社会福祉協議会 (福祉サービス運営 適正化委員会)	所在地 鹿児島市鴨池新町 1 - 7 電話番号 099-286-2200・F A X099-257-5707 受付時間 9:00~16:00

(3) 第三者委員の設置

当事業所では、皆様からの相談・苦情に対し公正に対処するために中立的な立場の第三者委員を設置しています。

【第三者委員】

- ・豊崎 正幸 (住所:薩摩川内市祁答院町黒木 1647 番地 1 電話:0996-55-0467)
- ・岩下 正行 (住所:薩摩川内市祁答院町下手 3827 番地 1 電話:0996-55-1187)

18. 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

利用者アンケート調査、 意見等利用者の意見等 を把握する取組の状況	1 <input checked="" type="radio"/>	実施日	随時	
		結果の開示	<input checked="" type="radio"/>	あり 2 なし
	2 <input type="radio"/>	なし		
第三者による評価の実施 状況	1 <input type="radio"/>	実施日		
		評価機関名		
		結果の開示	1 <input type="radio"/>	あり 2 なし
	2 <input checked="" type="radio"/>	なし		

19. ハラスメント防止について

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉、態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- (1) ハラスメント事案が発生した場合、即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します
- (2) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
- (3) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

指定通所介護及び指定総合事業通所介護（A 型サービス含む）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業者	住所	薩摩川内市祁答院町上手 500 番地 7
	事業者(法人)名	社会福祉法人 三蔵会
	施設名	デイサービスセンター かがやき
	事業所番号	4 6 7 0 2 0 1 2 7 8
	代表者名	理事長 有馬 綾子 印

説明者	職 名	
	氏 名	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護及び指定総合事業通所介護（A 型サービス含む）の提供開始に同意しました。

利用者	住 所	薩摩川内市
	氏 名	印

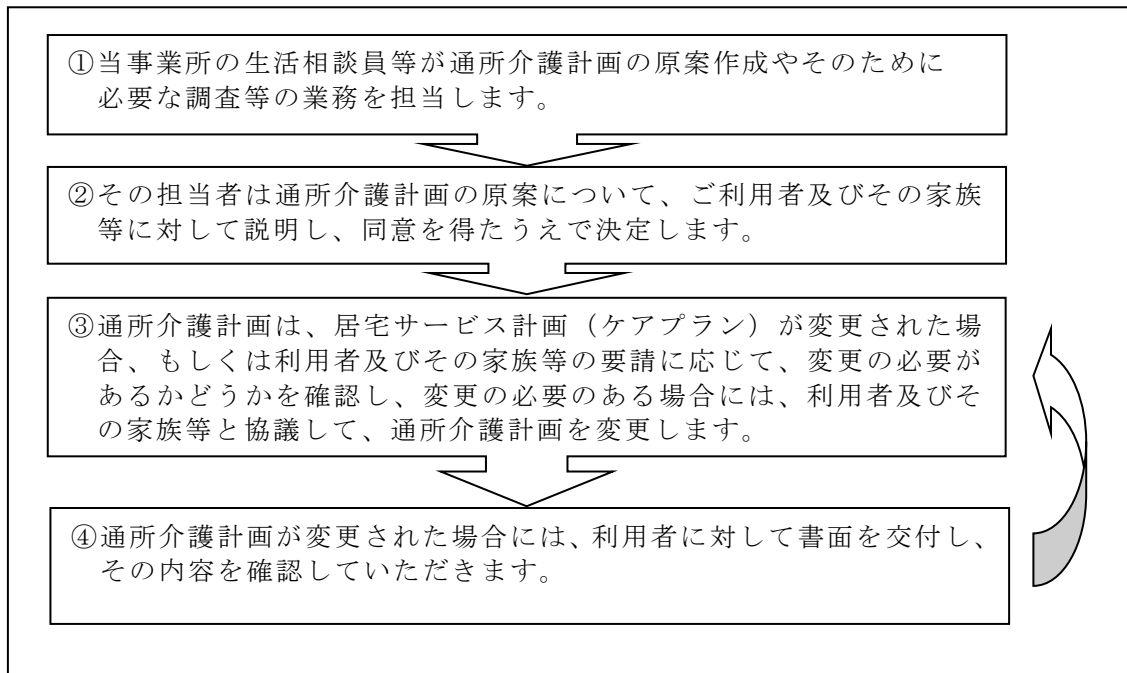
代筆者	住 所	
	氏 名	印

続柄 ()

<重要事項説明書付属文書>

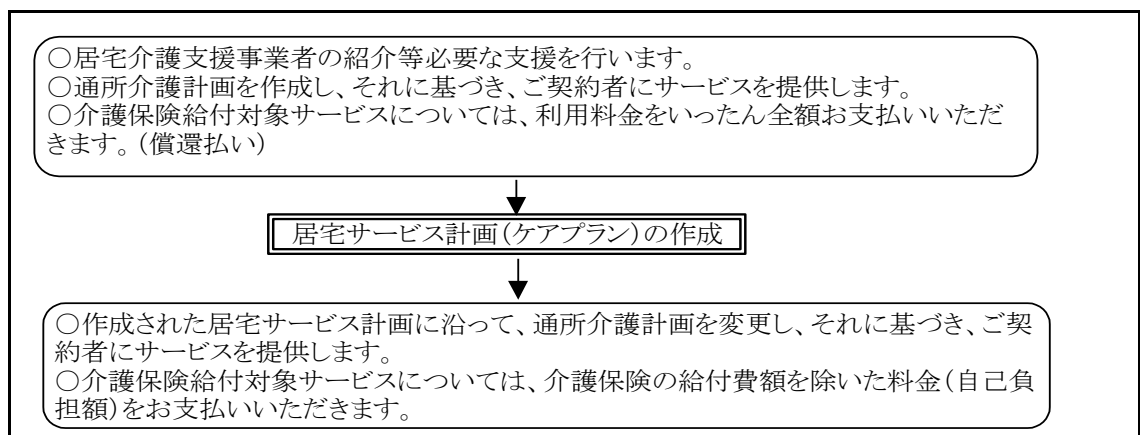
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

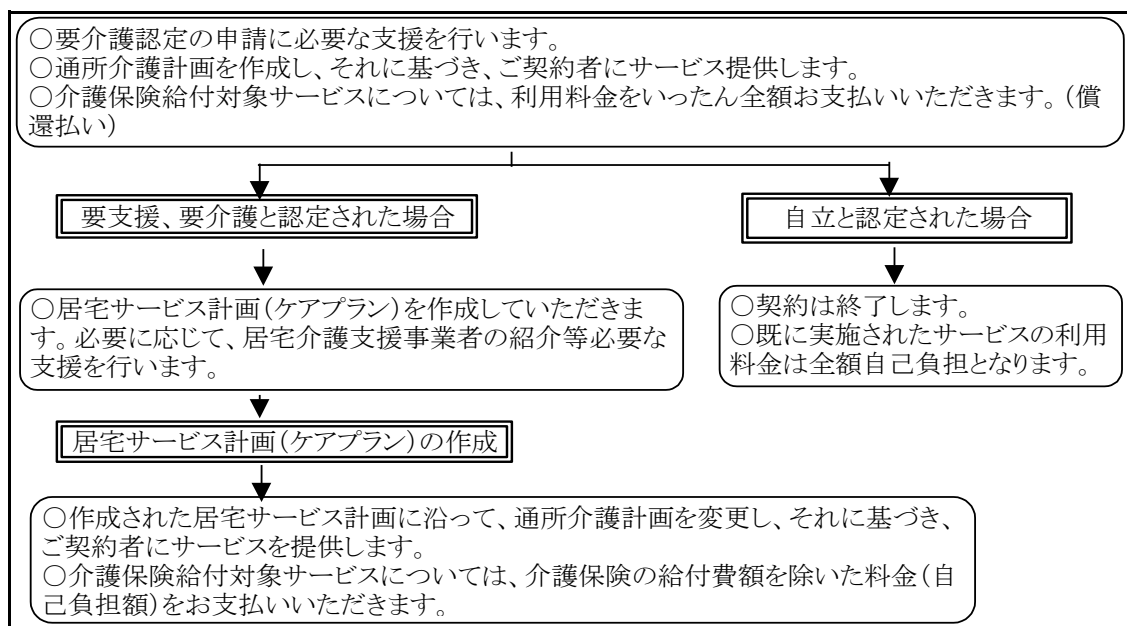


- (2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
 - ③利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ④利用者へのサービス提供時において、利用者へ病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
 - ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ただし、利用者へ緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

3. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

4. 損害賠償について (契約書第 13 条、第 14 条参照)

当事業所において、事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

5. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 16 条参照)

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第 17 条参照)

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者が入院された場合
- ③利用者の「居宅サービス計画 (ケアプラン)」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合

- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 18 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者による、サービス利用料金の支払いが 1 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第 16 条第 2 項参照)

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。